



各位

2025年2月21日

会社名 東海リース株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚本 博亮
(コード番号 9761 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 大西 泰史
電話番号 06-6352-0001

四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた
2025年3月期第3四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることに関するお知らせ

当社は、2025年2月13日付で当期(2025年3月期)の半期報告書の訂正を行い、訂正後の中間連結財務諸表に対して公認会計士等によるレビュー報告書が添付されました。それに伴い、当社は、有価証券上場規程施行規則第405条第2項(以下、「レビューの義務付け要件」といいます。)に該当することとなり、そのために、レビューの義務付け要件に該当することとなった日(2025年2月13日)から該当しなくなる日までの間に開示する第1・第3四半期決算短信の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられております。

しかし、そのような中で、当社が2月13日に公表した「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」は、下記に記載のとおり、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けておりませんでした。

そのため、現時点で、四半期末後45日以内に四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2025年3月期第3四半期決算短信を開示することができていないことをお知らせいたします。

なお、四半期末後45日以内に四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2025年3月期第3四半期決算短信については、2025年2月26日までに開示する予定であることを併せてお知らせいたします。

記

1. 四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2025年3月期第3四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超える理由

前述のとおり、当社は、2025年2月13日付で当期(2025年3月期)の半期報告書の訂正を行い、訂正後の中間連結財務諸表に対して公認会計士等によるレビュー報告書が添付されました。

これに伴い、当社では、レビューの義務付け要件に該当し、レビューの義務付け要件に該当することとなった日(2025年2月13日)から該当しなくなる日までの間に開示する第1・第3四半期決算短信の四半期財務諸表等に対して公認会計士等による期中レビューを受けることが義務付けられることとなりましたが、2025年2月13日同日に「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を開示した時点では、見直された四半期開示制度の把握ができておらず、当該第3四半期決算短信についても当該期中レビューの義務付け対象に含まれることを認識しておりませんでした。

当社では、その後2月17日になって外部からの指摘を受けて初めて認識をし、その時点から四半期連結財務諸表に対する公認会計士等による期中レビューを当社の会計監査人に対して依頼したため、四半期連結財務諸表に対して公認会計士等による期中レビューを受けた2025年3月期第3四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えております。

2. 過年度の決算短信等の訂正理由

2021年6月に連結子会社である榕東活動房股份有限公司(中国福建省福州市)が有償減資を実施しております。

当社は、榕東活動房股份有限公司の本業の撤退を契機とした一部有償減資であったことから、当該一部有償減資により、当社による榕東活動房股份有限公司への投資が部分的に清算したものとして、為替換算調整勘定114百万円を為替差益として実現させる会計処理を実施してまいりました。

ただし、「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」三8では、「為替換算調整勘定は子会社等の株式を処分したときなどに限り損益として実現するものである」とされています。

当基準に照らし合わせると、榕東活動房股份有限公司は清算されることなく存続していく状況であることから、実質的に清算したと認められる状況ではなかったと認識したため、過去に遡及し訂正いたしました。

株主・投資家の皆さまをはじめ、関係者の皆さまには多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上